

# 危険物新聞

平成5年度 第2回危険物取扱者試験

## 10月10日、府大で

備消防試験研究センター大阪府支部では、平成5年度第2回危険物取扱者試験を10月10日(日)、大阪府立大学で次のとおり実施する。

- ▷試験日 平成5年10月10日(日)
  - 乙種4類(午前・午後)
  - 甲種、4類以外の乙種、丙種(午後)
- ▷試験会場 大阪府立大学(堺市)
- ▷願書受付日 9月16日(木)、17日(金)
- ▷願書受付場所 大阪府職員会館

### 予備講習会を開催

(甲種、乙種4類、丙種)

大阪、堺、泉佐野、門真、高槻、摂津

予備講習会は、甲種、乙種4類及び丙種について、大阪堺・泉佐野・門真・高槻・摂津など11会場で行なわれる。

(8頁参照)

なお、第3回試験時(平成5年12月)に際しては、甲種用予備講習は実施しないので念のため。

第476号  
発行所 財団法人 大阪府危険物安全協会  
編集 松村光惟  
発行人 大阪市西区新町1丁目5-7  
四つ橋ビル  
TEL (531) 9717-5910  
定価 1部 60円

### 平成5年度保安講習

9月～11月期、25会場で  
受講希望日の予約は早い目に

危険物取扱者保安講習は、消防法第13条の23で定められた義務講習である。

危険物製造所等(ガソリンスタンド、タンクローリー等の危険物施設)で危険物の取扱いに従事する危険物取扱者(保安監督者を含む)は、定められた期限内にこの講習を受講しなければならない。

受講期限は、原則として、資格を取得した日、又は保安講習を受講した日から3年以内に受講しなければならない。

受講義務者が期限内に受講しないときは、免状の返納が命ぜられることがある。

また、上記以外の危険物取扱者も受講することができ、他府県で交付された免状所有者も、大阪府で受講することができる。

なお、平成5年度(9月～12月)の予定は、別掲のとおりである。

なお、平成6年2月期は大阪市内5会場、東大阪2会場、堺、吹田、茨木各1会場しか予定されていないので注意されたい。



HATSUTA

○ 株式会社 初田製作所

大阪本社 〒532 大阪府枚方市近畿田辺2-5 TEL (072) 536-1105

東京支社 〒108 東京都港区赤坂1丁目6-7 TEL (03) 344-4841

原点はロスフリーベンションです。

ハツクは、あらゆるセーフティニーズにおこえする企業をめざします

頑固な夢がある。  
そこにある。

## 危険物取扱者保安講習

### 受講手続の要領について

① 受講予約の申込書（指定の往復ハガキ）に希望する会場（第1希望から第4希望まで）を記入して、郵送して下さい。ただし、1事業所において、受講者が複数のときは、（受講日が異なる場合でも）封筒で一括して、送付下さい。そのときは、返信用角封筒（切手貼付）を同封のこと。

② 後日、受講申請日、申請場所、講習日等を指定して、返信ハガキで、本人へ通知します。（通知はおおむね受講日の2～3週間前になりますのでご了承下さい）

③ 指定された申請日に、申請場所で、申請書（返信ハガキ裏面）に受講手数料（4,700円の大坂府証紙）を貼付して、申請して下さい。（証紙は申請場所で発売）申請書が受理されると、受講券及びテキストを交付します。

④ 申請書受付後は、いかなる理由があっても手数料、提出書類は一切返却いたしません。

## ◇ 9月～11月 保安講習日程 ◇

### ◇化学工場関係（2会場）

回数	開催日時（予定）	会 場	
51	11月1日(月)午後	大阪府商工会館	大阪市
※61	12月6日(月)午後	大阪府商工会館	大阪市

### ◇大阪北港コンビナート関係（2会場）

50	10月29日(金)午後	此花会館	大阪市
※59	12月1日(水)午後	此花会館	大阪市

### ◇給油取扱所関係（1会場）

43	10月21日(木)午後	*摂津市消防本部	摂津市
----	-------------	----------	-----

### ◇タンクローリー関係（4会場）

24	9月11日(土)午後	大阪府トラック総合会館	大阪市
27	9月25日(土)午後	大阪府トラック総合会館	大阪市
37	10月14日(木)夜	*臨海センタービル	堺市
45	10月23日(土)午後	*臨海センタービル	堺市

### ◇その他・一般（21会場）

28	9月28日(火)午後	豊中市民会館	豊中市
31	10月4日(月)午前	大阪府商工会館	大阪市
32	10月4日(月)午後	大阪府商工会館	大阪市
33	10月5日(火)午後	大阪府商工会館	大阪市
35	10月8日(金)午後	大阪府商工会館	大阪市
38	10月15日(金)午後	*八尾市消防本部	八尾市
39	10月19日(火)午後	和泉市立解放総合センター	和泉市
40	10月20日(水)午前	枚方・北河内府民センター	枚方市

41	10月20日(水)午後	枚方・北河内府民センター	枚方市
42	10月21日(木)午前	*摂津市消防本部	摂津市
44	10月22日(金)午後	大東市消防本部	大東市
46	10月25日(月)午後	茨木市商工会議所	茨木市
47	10月26日(火)午後	高槻市消防本部	高槻市
48	10月27日(水)午後	高槻市消防本部	高槻市
52	11月2日(火)午後	*堺市民会館	堺市
54	11月8日(月)午後	大阪府商工会館	大阪市
55	11月9日(火)午後	枚方・北河内府民センター	枚方市
56	11月10日(水)午後	吹田メイシアター	吹田市
※60	12月2日(木)午後	守口門真商工会議所	門真市
※62	12月7日(火)午後	羽曳野・陵南の森総合センター	羽曳野市
※63	12月8日(水)午後	大阪府商工会館	大阪市

注1 ※印は12月の講習予定。

注2 講義時間は3時間です。午前の部、午後の部共それぞれ開講時間は、受講票に記載しております。（講習会場によって若干異なります。）

注3 会場欄中＊印の会場は駐車可。（ただし、堺市民会館は有料。）

平成5年度（6年2月）の予定は次のとおり。

- ・大阪市内 5会場（うち「化学工場関係」は1会場）
- ・東大阪 2会場
- ・堺、吹田、茨木 各1会場

全国危険物安全運動推進キャンペーン標語

“危険物 その時その場が 正念場”

## 平成5年度 募集論文 優秀賞受賞作品

「危険物の安全管理について」  
(前号につづく)

住友電気工業㈱大阪製作所  
大山忠治郎・田中 伸幸

## 3. 職場環境整備（モデルゾーン運動）の推進

従来、「モデル設備運動」と称して設備単体の安全対策、清掃、整備などを進めてきましたが、1988年には概ね完了しました。そこで次のステップとして1989年から3年計画で「モデルゾーン運動」の展開を図りました。これは、従来のように設備単位ではなく、ある範囲を定めて、その範囲（ゾーン）にある設備、通路、レイアウト等を含めた環境整備（6Sの徹底—整理、整頓、清掃、整備、清潔、鏡）の推進を目的としています。これらの運動は、当該職場の全員参加、自生活動を原則としています。そのため、塗装技術もプロ級から初心者まで有りますが、欲目でみると概ねプロ級の仕上がりです。事務局の探点で基準を合格すると安全衛生専門委員会の巡回時に確認され、所長より表彰状と観葉植物がプレゼントされます。この運動も昨年、目標の254ゾーン（延べ面積115,000m<sup>2</sup>）を計画通り完了しました。しかし、せっかく自分達の手で自分達の職場の照明の増設や床、壁、柱の塗装、レイアウトの変更、不用配管等の整理等を実施し、職場環境整備に努力し、モデルゾーン審査に合格しても、その後の維持メンテナンスをおろそかにすると努力が水の泡になります。このため、現在は「モデルゾーントレース」と称して、順次モデルゾーン合格時以上の環境整備がなされているか事務局の診断（探点）を受け、先の巡回時に診断結果を当該職場より報告するシステムにして活動しています。

危険物施設でのモデルゾーン運動の一例をあげますと、危険物一般取扱所の建屋内的一部分に風景画を描いたり、想いの広場と銘々して床面をグリーンに塗装をして心をなごませる工夫をしたゾーンもあります。この事で、物理的に環境整備が図られるだけではなく、油で汚さないようお互いに注意する意識が高まります。また、ある屋外タンク貯蔵所の保有空地ラインに積荷の一部が置かれることがあるため、保有空地の範囲全面をグリーン色に塗装したゾーンもあります。これにより、不用意に物を置いたりすることがなくなるとともに、付近で積荷作業をしている者への保有空地の認識を徹底させる効果もあります。モデルゾーン運動によって自分達の手で環境整備を図るだけでなく、この運動を通じて各人の環境整備の意識の高揚に役立つことに大きな意義が有るようと思われます。

## 4. 消防訓練

安全管理に万全の体制で臨んでいても、万一の火災に備え人災害等を最少限に止め、近隣の方々に御不安や御迷惑をかけないためにも消防訓練は欠かすことは出来ません。当所では総務課保安が主管となり、課工場別に50～200人単位で年間約40回（所内の全社員）の消防訓練を実施しています。

訓練内容は、

- ①通報訓練 ②避難訓練 ③消火訓練
- ④屋内・屋外消火栓の放水訓練

等です。また、新入社員に対してはこれとは別に消防訓練を実施しています。さらに、課工場独自の消防訓練を年間約40箇所で実施しております。保安では所内のこれらの訓練を指導する一方、自衛消防隊として連休を含む休日訓練を年間約40回、共同防災隊との合同訓練を年2回実施しております。これらの消防訓練を通じて職場のみんなが、お互いに一歩協力して火災は決して出さないという防災意識が高まると考えております。昨年9月、此花区消防操法競技会では、男子及び女子の消火器の部、屋外消火栓操法の

ヤマト消火器株式会社が社名を変更し、  
ヤマトプロテック株式会社として、  
大きくはばたいています。  
今後ともよろしくお願ひいたします。



ヤマトプロテック株式会社

東京本社 〒108 東京都港区白金台5-17-2 TEL (03)440-715115  
本社 〒537 大阪市東成区深江北2-1-10 TEL (06)976-070115

■営業部品 ■ビル防災設備/プラント防災設備/港湾・蓄積設備/家庭用防災機器/各種防災施設/各種消火器  
名古屋・札幌・仙台・新潟・大宮・八王子・千葉・横浜・静岡・富山・神戸・堺・広島・松山・福岡・鹿児島・大分工場

部の全種目で優勝することが出来ました。今後も防災意識を高める意味でも、消防訓練に力を入れたいと思います。

## 5. 今後の課題

危険物安全管理活動がマンネリにならないよう配慮するとともに、危険物施設に関わる各種台帳管理のコンピューター化を図りたいと考えております。所内の危険物施設は現在58ヶ所あります。これらの施設の許可年月日、許可番号、危険物数量、危険物保安監督者名等の管理を順次パソコンで管理するよう進めておりますが、危険物取扱者免状を有する約700名の管理についてはまだ十分ではありません。今後は事務手続きだけの作業は極力パソコンを活用して、さらに業務の効率化を図り、安全活動に傾注したいと考えております。

## おわりに

各種研修の最初の講話の中で、必ず言わなければならぬ言葉があります。それは、管理監督者は部下に対して「朝、家を出た姿のまま、家に帰らせる責任がある。包帯をしたり、入院したり、あるいはそれ以上の不幸なことに絶対させてはならない！」という言葉です。私はこの言葉の中に、安全管理に対する熱意と誠実な責任感を強く感じます。危険物の安全管理を進める上で重要であると考える冒頭の4項目について述べさせて頂きましたが、それらを形骸化されることなく、危険物による災害をゼロにするんだ、という強い信念を持って、トップから職場の一人ひとりまで全員参加で取り組むことが最も大切であると考えます。

私はこの原稿を書いている途中で、つくづく幸せだと感じました。また、社風に感謝したい気持ちになりました。それは当社の安全管理に対する姿勢をそのまま文字にするだけで表題の内容が書けるからです。まだ不足なこともありますかと思いますが、消防署等官公庁殿の御指導を受けながら、さらに安全管理に努力したいと思っております。

## 危険物及び指定可燃物

### Q & A (その3)

この資料は、自治省消防庁が危険物及び指定可燃物について、関係機関の執務上の参考資料として通達した内容を、大阪市消防局の指導により、まとめたものである。

なお、資料中の略号は、次のとおりであり、また各設問の下に既に通知済みのものについては、その抜粋した通達の年月日及び番号（消防危：消防危、消防局長通達：消危）を（ ）書きで参考のため記載した。

法……………消防法

政令……………危険物の規制に関する政令

規則……………危険物の規制に関する規則

告示……………危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示

## 第1 危険物

### 2 政令関係

(政令別表第3)

問17 政令別表第3備考第10号に規定する「均一な外観」の確認はどのように行うのか。

答17 純水と物品が二つの間に分離して存しないこと、混合液の色が均一であること等を目視により確認する。

(平成元年7月4日消防危第64号・平成元年8月18日消危第123号)



**MORITA**  
森田ポンプ株式会社  
本社 〒544 大阪市生野区小路東5丁目5番20号 TEL.06(758)9723



MORITAが誇る  
先進の技術を駆使した  
ツインジェット推進ポンプ搭載の  
**小型消防救助艇**

(政令別表第3)

問18 純水と緩やかにかき混ぜた場合に、流動がおさまった後、数時間で二つの相に分離するような物品は、政令別表第3 備考第10号規定する「水溶性液体」に該当するか。

答18 該当しない。

(平成元年7月4日消危第64号・平成元年8月18日消危第123号)

(政令別表第3)

問19 界面活性剤を含有する物品を、1気圧、温度20°Cで同容量の純水と緩やかにかき混ぜたとき、流動がおさまった後も混合液が均一な外観を維持する場合は、当該混合液が懸濁液（コロイド溶液）となる場合であっても、当該物品は政令別表第3 備考第10号に規定する水溶性液体に該当するか。

答19 お見込みのとおり。

(平成元年12月21日消防危第114号・平成2年1月10日消危第241号)

(政令別表第3)

問20 水と混合すると加水分解して溶解し、さらに放置すると、縮合しゲル化して沈澱する物品は、政令別表第3 備考第10号に規定する水溶性液体に該当するか。

答20 設問のような、水と反応する物品は水溶性液体に該当しない。

(平成元年12月21日消防危第114号・平成2年1月10日消危第241号)

### 3 規則関係

(規則第1条の3 第2項)

問21 銅粉及びニッケル粉は、粒度にかかわらず金属粉から除かれているが、現在工業的に生産されている最小粒径のものについて可燃性固体の性状を有しないことが明確であるために除かれているのか。

答21 お見込みのとおり。

備考 平成元年3月1日消防危第14号・平成元年3月16日消危第252号参照

(規則第1条の3 第4項)

問22 規則第1条の3 第4項第1号又は第2号に該当し「アルコール類」から除外される物品が、「石油類」に属することがあるのか。

答22 ない。

(平成元年7月4日消防危第64号・平成元年8月18日消危第123号)

備考 エチルアルコールの60%水溶液の引火点はおよそ22~23°Cで、燃焼点はおよそ28~29°Cである。

(規則第1条の3 第4項・5項・6項)

問23 引火点を有する液体の成分と引火点を有しない液体の成分を有する物品（例えば、組成比9:1）についても、可燃性液体量は、平成元年2月23日付け消防危第11号消防庁次長通達「危険物の規制に関する政令等の一部を改正する政令（危険物の試験及び性状に係る部分）並びに危険物の試験及び性状に関する省令の公布について」別添2.5「可燃性液体量の測定方法」により測定するのか。

答23 設問の測定方法は、成分組成が未知の物品についてその可燃性液体量を当該測定方法により確認しても差し支えないものとして定めたものであり、成分組成が明らかな物品については測定を行う必要はないものである。

(平成元年7月4日消防危第64号・平成元年8月18日消危第123号)

備考 設問中の通達は、平成元年3月14日消危第250号（規則第1条の3 第5項）

問24 確認試験結果報告書の組成欄に記載された可燃液体量は40%を超えているが、試験結果の可燃性液体量測定欄（圧力1mmHgのもと 温度200°Cで加熱したとき



暮らしに安心と安全をお届けする

屋内外消火栓設備  
スプリンクラー設備  
ドレンチャーレ設備  
泡消火設備  
ガス消火設備  
粉末消火設備  
自動火災報知設備  
避難設備

創業30年の実績と経験で信頼いただけ  
防災のことならサンワにお任せください

あらゆる消防設備・設計・施工・保守・点検  
株式会社 三和商会

本社 大阪市西区京町堀2丁目1番17号  
〒550 電話(06)443-2456(代)  
平野営業所 大阪市平野区長吉出戸2丁目4番6号  
〒547 電話(06)707-3341



に揮発する成分の百分率)では4%となっている。また、引火点は230°Cである。当該物品は第4類の危険物に該当するのか。

答24 成分から可燃性液体量が明らかに40%を超えている場合は、可燃性液体量を測定する必要はない。従って当該物品は第4類第四石油類に該当する。

(平成2年9月19日消危第159号)

(規則第1条の3第7項)

問25 動植物油を電気ヒーター又はスチーム等により保温して貯蔵保管している場合も、規則第1条の3第7項第1号に規定する「常温で貯蔵保管されている」場合に該当するのか。

答25 保温している温度が40°C未満の場合は、該当する。

(平成元年7月4日消防危第64号・平成元年8月18日

消危第123号)

(規則第1条の3第7号)

問26 規則第20条第1項第2号に規定する大気弁付通気管を設けたタンクで貯蔵保管されている動植物油も、規則第1条の3第7項第1号に規定する「加圧しないで貯蔵保管されているもの」に該当するのか。

答26 該当する。

(平成元年7月4日消防危第64号・平成元年8月18日  
消危第123号)

備考 大気弁付通気管は、圧力タンク以外のタンクに設けるもので、水柱圧力500mm以下での圧力差で作動できるものであることから、加圧とは、水柱圧力500mmを超えるものと考えられる。

(次号へ続く)

## 危険物施設の 許可申請書類の記載要領

(最終回)

大阪市消防局  
危険物研究分科会

ウ タンク直近に設けられた弁は、その材質を記載するとともに、タンクと配管との結合部分に設ける可撓管については、日本消防設備安全センターの型式認定に合格したことを証する認定証及び昭和58年6月9日付消防長訓(危)第10号の「可撓継手の設置等に関する事務処理要領」で定める構造等明細書及び構造図面等を添付すること。

エ 反応工程等を有する製造所にあっては、必要に応じて物質の收支及び温度、圧力条件等が判る団子図等を添付し、反応に係る危険性に対する安全対策(温度制御、圧力制御、不燃性ガスによる置換、異常時の原料の供給遮断、インターロック、警報、停電時のバックアップ等)について記載すること。

### (8) 付属タンク関係図書、設備機器構造図

ア タンク本体構造図、タンク付属設備図、タンク基礎図、タンク埋設図、タンク外面保護図、タンク容量計算書等必要な図面を添付すること。

イ 各図面は、位置、構造、材質、寸法を記載するとともに、液面計、通気管、漏えい検知管、注入口等についても図面を添付すること。

ウ 設備機器構造図は、機器の構造、材質、寸法、性能等が判る図面又はカタログを添付し、もれ、あふれ、

飛散防止の設備、温度測定装置、圧力計、安全装置等も記載すること。図面及びカタログには、設備機器一覧表の名称又は番号を記載すること。

エ 同一の設備機器が複数ある場合は、1種類の図面で兼用すること。なお、変更申請において撤去する設備機器については、図面の添付は要しないものであること。

オ 一般機器(非危険物取扱機器)については、危険物の貯蔵、取扱いに密接な関連のあるものの図面を添付すること。

### (9) 電気設備及び避雷設備関係図書

ア 電気設備及び電気配線系統が判る図面を添付し、電動機、スイッチ、コンセント、照明器具等の位置、能力、個数を図示すること。

イ 引火性物質の蒸気が漏れ、又は滞留するおそれのある場所に設置する電気設備は、防爆構造、爆発等級、電線、配管方法を記載するとともに、労働省産業安全研究所編の工場電気設備防爆指針(ガス蒸気防爆1979)又は新工場電気設備防爆指針(ガス防爆1985)修正版の基準に適合していること。

ウ 危険場所の範囲については、昭和52年8月12日付消防長訓(危)第19号「製造所等における危険場所の範囲に関する運用基準」によること。

エ 避雷設備は、危規則第13条の2により日本工業規格A4201「建築物等の避雷設備(避雷針)」に基づき設置すること。受雷部から45度以下の保護角内に建築物及び工作物が含まれていることが判る図面を添付し、突針部、むね上げ導体、引下げ導線、接地極等の位置、材質、寸法を記載すること。

### (10) 消火設備、警報設備及び避難設備関係図書

ア 第1種、第2種及び第3種消火設備の配置図面に

は、配管系統（原液系統）、電源、配線系統、予備動力源、起動装置、制御装置、警報装置、容器ユニット、操作函、選択弁、表示灯等の位置を記載し、関連動作について説明を付すこと。

イ 構造図面には、各機器の構造、材質、寸法、性能、検定型式番号、認定型式番号等が記載されていること。また、防護区画の容積を算出する基礎となる平面図、立面図を添付し薬剤（水源）等必要量の計算（開口部、換気量についての加算分も含む。）、圧力損失計算、予備動力源の容量計算、消防薬剤排出措置、放射能力等を判別するようにすること。

ウ 第1種、第2種及び第3種消火設備並びに自動火災報知設備は、別途、消防設備士による「消防用設備等着工届出書」の提出が必要であること。

エ 第4種及び第5種の消火設備は、薬剤の種類、量、個数、設置位置が判る図面及びカタログを添付すること。

オ 製造所等に設ける消火設備及び警報設備の技術上の基準は、危政令第20条、第21条、第22条及び危規則第29条から第38条までの定めによること。また、基準の詳細は、平成元年3月22日付消防危第24号消防庁危険物規制課長出「消火設備及び警報設備に係る危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令の運用について」及び平成3年6月19日付消防危第71号消防庁危険物規制課長出「消火設備及び警報設備に関する運用指針の一部改正について」によること。

カ 自動火災報知設備は、受信機、感知器、発信機、中継器、音響装置等の位置、配線系統を示した図面及び各機器の形状、寸法、性能、検定型式番号が判る図面及びカタログを添付すること。

キ 製造所等に設ける避難設備の技術上の基準は、危政令第21条の2及び危規則第38条の2の定めによることとし、形状、寸法、設置位置、電源、配線系統、認定型式番号が判る図面及びカタログを添付すること。

#### (II) その他

ア 必要に応じて換気設備構造図、防油堤構造図、防油堤容量計算書、耐震耐風圧構造計算書、標識、掲示板及び緊急時対策に係る機械器具等の図面を添付すること。

イ 危政令第23条により特例の適用を受けようとする場合は、内容及理由が詳細に判る図書を添付すること。

#### 5 おわりに

危険物施設の設置（変更）許可申請に伴う事務の効率化及び画一化を図ることにより申請者の負担の軽減と、審査事務に要する時間を短縮することができるよう、平成4年3月号から12回目にわたり連載してきましたが、申請を行う関係者に広く活用されれば幸いです。

#### ■ 大危協南方面部会開催

南方面部会は7月20日午後、岸和田市グランドホールにおいて、三好部会長以下7協会長出席のもと、相談役である関係消防本部消防長のご臨席のもと開催。平成4年度事業報告、決算報告また、平成5年度事業計画案、予算案についての4議案が承認された。その後松村専務理事より大阪府危険物安全協会平成5年度事業等概要報告が行われ満足なく終了した。

#### 〈新版給油所点検記録表作成〉

従来の給油取扱所定期点検記録表を改定し、屋内給油所及び屋外給油所の両方を兼用、かつ、4回の点検をもうけた様式に改め、更に専用地下タンクの毎日点検（始業時・終業時の油量点検）を1年間点検できるようになっています。

◇新版給油取扱所定期点検記録表

A4版 15頁 1部 250円

大阪市危険物安全協会 06-531-5910

#### 空調設備機器製造・販売

オイルタンク用液面計  
遠隔式警報ユニット液面計  
各種液体タンク用液面計  
フロートスイッチ・微圧スイッチ  
タンク部品一式

独自の技術により、正確・安全  
ローコストを追求する

**GIKEN**

TEL 06(358)9467(代表)

株式会社技研

〒530 大阪市北区天満4丁目11番8号 工技研ビル ☎358-8467~8

## 危険物取扱者予備講習ご案内

平成5年度第2回危険物取扱者試験実施に際し、受験者の予備知識向上のため、次のとおり受験予備講習会を開催いたします。

### 1. 日時・会場

種別	講習日	時間	会場
甲種	9月17日(金)、9月20日(月) 9月28日(火)	9時30分～16時	大阪府商工会館 (地下鉄本町駅ヨリスグ)
乙種第4類	1期 9月16日(木)、9月27日(月)	9時30分～16時	大阪府商工会館
	2期 9月29日(水)、9月30日(木)	9時30分～16時	大阪府商工会館
	3期 9月22日(水)、9月24日(金)	9時30分～16時	大阪府商工会館
	4期 9月21日(火)、9月22日(水)	10時～16時30分	堺市民会館 (南海高野線堺東駅ヨリ8分)
	5期 9月30日(木)、10月1日(金)	10時～16時30分	泉佐野市消防本部講堂 (市役所前バス停ヨリスグ)
	6期 9月16日(木)、9月17日(金)	10時～16時30分	守口門真商工会議所 (京阪・門真市駅ヨリ8分)
	7期 9月20日(月)、9月21日(火)	9時30分～16時	高槻市消防本部 (JR・阪急高槻駅ヨリ10分)
	8期 9月13日(月)、9月14日(火)	10時～16時30分	摂津市消防本部 (市役所前バス停ヨリスグ)
休日コース	9月15日(祭)、9月19日(日) 9月23日(祭)	10時～16時30分	大阪科学技術センター (地下鉄四ツ橋線本町駅ヨリ5分)
丙種	9月29日(水)	9時30分～16時30分	大阪科学技術センター

### 2. 受付場所と受付日時

①四ツ橋ビル以外は、本会より各所に係員が出張して受付しますので、時間内にお願いします。

②各受付場所とも、各講習会場の受付数を割り当てていますので、満席の節は受けできませんからご了承下さい。

受付場所	日時
岸和田市消防本部内	9月2日(木) 午前10:00～11:30
泉佐野市消防本部内	9月2日(木) 午後1:30～4:00
堺市高石市消防本部内(南海・湊駅北へ6分・大浜南町)	9月3日(金) 午後1:30～4:00
茨木市消防本部内	9月6日(月) 午前10:00～11:30
高槻市消防本部内(5階会議室)	9月6日(月) 午後1:30～4:00
東大阪市西消防署内(近鉄・小坂駅北へ6分)	9月7日(火) 午前10:00～11:30
守口消防署(地下鉄・守口駅前)	9月7日(火) 午後1:30～4:00
豊中市消防本部内(阪急宝塚線・豊中駅より南へ5分)	9月8日(水) 午前10:00～11:30
四ツ橋ビル8階(地下鉄・四ツ橋駅北出口2号)	9月9日(木) 9月10日(金) 午前10:00～午後4:00

### 3. 休日コースの申込方法

(注) 12:00～13:00までは昼食休憩時間です。

休日コース(定員140名)は電話(06-531-9717)で予約受付、定員に達し次第締切。

### 4. 会費

(会費には、各テキスト代を含みます) テキスト不要の場合は甲種、乙種 各2,000円減額。(テキストは平成5年度用改訂版を使用)

種別	会員	会員外
甲種	15,000円	18,000円
乙種4類	11,000円	13,000円
乙種(休日コース)	15,000円	18,000円
丙種	5,000円	6,000円